

パンフレット・チラシを活用した 道路管理事務の取り組み

～申請者にわかりやすく・担当者の負担を減らすためにも～

北海道開発局 小樽開発建設部 小樽道路事務所

1. はじめに

車庫や駐車場を設置して、自動車の出入り口設置のために行う歩道の切り下げ工事や取付道路の設置などの道路法第24条に基づく【道路承認工事】、建物の新築、解体などの際に設置する工事用足場や仮囲いなどの道路法第32条に基づく【道路占用許可】の申請にあたっては、多くの方が申請にあたり、相談のため道路事務所へ来所されています。

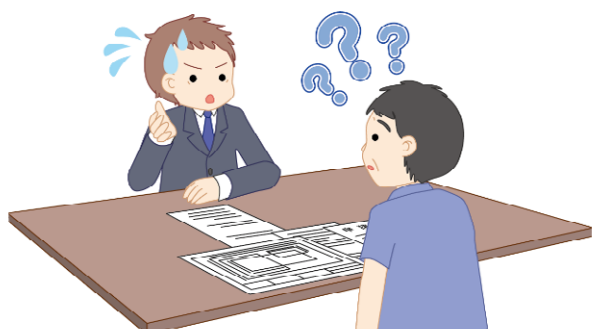
相談される方は、初めて申請される場合が多く、相談窓口の担当者は、申請に必要な書類作成など、詳細に説明することになります。これまで当事務所では、申請者が持参した図面などを見ながら相談に応じ、基準や注意事項の説明を行っていましたが、説明が口頭のみだと①申請者の理解がスムーズに得られなかった、②申請書類に余計な手戻りが出てしまった、③窓口での説明時間が必要以上にかかったなど、相談に来られた申請者の負担が増すこともありました。

また、窓口担当者が、業務未経験である場合は、申請者への説明が正しく伝わらないなど、円滑な窓口対応が行えない場合もあり、不慣れな窓口担当者でも円滑に手続きを進められるようにすることが課題でした。

そのため、当事務所では、分かりやすい説明と手続き効率化を目指して、相談が多い歩道切り下げ工事や工事用足場設置について、説明用パンフレットを作成してみました。

この他にも、道路の安全を確保するために必要な注意喚起や不法行為に対する指導についても、パンフレットを活用しています。

今回は、道路管理事務において、積極的にパンフレットやチラシを活用している当事務所の取り組みについて、ご紹介します。



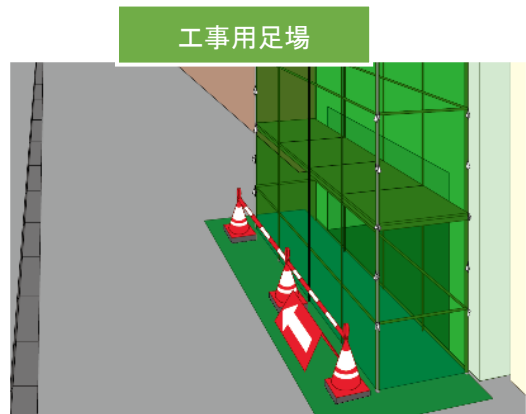
2. 道路承認工事・道路占用許可における窓口説明での取り組みについて

歩道切り下げに係る道路承認工事と工事用足場に係る道路占用許可について、申請の相談があったときは、当事務所では、パンフレットを活用して、申請者へ説明するようにしました。

パンフレットは、歩道切り下げ工事では8ページ、工事用足場では5ページのカラー版で、承認・許可の基準に関することや必要書類、注意事項を記載しており、以下に記載した点を意識して作成しました。



歩道切り下げ



工事用足場

～ 歩道の切り下げ（車両の出入り口）工事を行う方へ～

歩道の切り下げ（車両の新規出入口）は、利用者が国道区域外に駐車場所又は保管場所を確保しており、国道以外の箇所から車両の出入りができない場合において、承認できます。

しかし、以下の場所では、歩道の切り下げを行うことはできません。

<歩道切り下げできない箇所>

- ア 横断歩道及びその前後5m以内の部分。
- イ トンネル等の前後各50m以内の部分。
- ウ バイパス箇所、路面電車の停留所。
- エ 地下道、地下道の出入口及び横断歩道の昇降口から5m以内の部分。
- オ 交差点及びその制輪又は道路の曲がり角から5m以内の部分。
- カ バイパス留滞の部分。
- キ 橋の部分。
- ク 防護柵及び車止めの設置されている部分。
（ただし、道路管理者が交通安全上特に支障がないと認める部分は除く。）
- ケ 交通信号機、道路照明灯等の移転を必要とする箇所。
（ただし、道路管理者又は交通信号機の管理者（所有権）が移転の必要を認め、申請者の負担で移転をする場合は除く。）

車両の出入口は、道路に出入りする必要がある場所又は施設ごとに **原則として1箇所** しか認められません。

公共施設、医療施設、大規模店舗、カソリンスタンド、ドライブインなど、特に大型車両の出入りや車両出入りの頻度が多いところで、かつ、道路管理者が必要と認める場合は、2箇所まで認められますが、その場合は、出入口の間隔を5.6m以上離さなければなりません。

2箇所まで承認する場合の出入口の間隔（5.6m以上）

※5.6m（標準積石7本）以上確保して下さい。
また、戻り切り下げ部の間に新たに切り下げする場合も同様です。

歩道切り下げ（車両出入口）の幅【下部】は、

- ・普通乗用車、小型貨物自動車が入り出す場合・・・4.0mまで
- ・6.5t以下の普通貨物自動車等が入り出す場合・・・8.0mまで
- ・6.5tを超える大型及び中型貨物自動車が入り出す場合・・・12.0mまで認められます。

(例) 普通乗用車の出入りの場合
 下部部5本（4.0m）+ 変形部左右2本（1.6m×2）= 7.2mまで認められます。

工事用足場を設置される方へ

- 工事用足場を道路に出す場合は、道路管理者の**道路占用許可が必要**になります。
※道路占用許可以外にも別途、**交通管理者（所轄警察署長）の道路使用許可**も必要になります。
- 足場の幅は、**境地域界から1mまで**です。
- 点字ブロックがある箇所では、足場と点字ブロックの間を**60cm離す必要**があります。
※60cmを確保できない場合は、**点字ブロックの移設**をお願いします。
- 歩行者、通行車両への**安全対策は、しっかり**行っていただきます。
※落下防止措置、セフティーコーンの設置、誘導員の配置など
- 申請から許可までの標準的な手続き期間は、**2～3週間**となっています。
申請後、2～3日では許可を出すことができませんので、ご理解・ご協力をお願いします。
※上記期間は、国土交通省における標準的な処理期間です。

● 提出いただく書類（道路管理者へ提出する資料）

提出書類		部数
①	道路占用許可申請書 ※ダウンロード方法は5ページを参照してください	2枚
②	占用場所の位置図	2部 各1部ずつ申請書に添付
③	占用物件の平面図、断面図、構造図 【断面に明記する内容】 ・道路敷地境界線、道路敷地境界からの出幅（1.0m以内） ・道路幅員（0.0m）、歩道幅員（0.0m）、用地境界線 ・足場の寸法（たて・よこ・高さ）、材料及び構造 ・足場取付けにかかる材質式（鉄骨製） ・ガードレール、縁石等、街路灯、電柱、バス停等、道路上にあるもの	
④	交通安全対策図 【断面に明記する内容】 ・セフティーコーン、仮歩道の幅員（1.0m以上確保） セフティーコーン設置後の歩道の幅員 ・作業車の配置図、横断歩道、歩道橋、足場組立・解体時の時間	
⑤	設置場所の写真	
⑥	その他必要に応じた資料 ・工程表 ・バス会社の承諾書（設置場所がバス停付近の場合） 他	

(1) 歩道切り下げ工事説明用パンフレットを作成する上で工夫した点

- ・相談時に必ず説明している切り下げ禁止箇所と低下本数の上限を1ページ目に表示しました。
- ・現況（切り下げ前）と計画（切り下げ後）の違いがわかる平面図、正面図、断面図を作成できるようにそれぞれのサンプル図を示し、歩道上にある構造物についても全て図示するよう注意書きをしました。

～ 歩道の切り下げ（車両の出入口）工事を行う方へ～

歩道の切り下げ（車両の新規出入口）は、利用者が国道区域外に駐車場又は保管場所を確保しており、国道以外の箇所から車両の出入りができない場合において、承認できます。

しかし、以下の場所では、歩道の切り下げを行うことはできません。

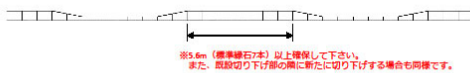
<歩道切り下げができない箇所>

- ア 横断歩道及びその前後5m以内の部分。
- イ トンネル等の前後各50m以内の部分。
- ウ バス停留所、路面電車の停留所。
- エ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道の昇降口から5m以内の部分。
- オ 交差点及びその側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分。
- カ バス停留所の部分。
- キ 橋の部分。
- ク 防護柵及び車止めの設置されている部分。
(ただし、道路管理者が交通安全上特に支障がないと認める部分は除く。)
- ケ 交通信号機、道路照明灯等の移転を必要とする箇所。
(ただし、道路管理者又は交通信号機の管理者（所有者）が移転の必要を認め、申請者の負担で移設する場合は除く。)

車両の出入口は、道路に出入りする必要がある場所又は施設ごとに**原則として1箇所**しか認められません。

公共施設、医療施設、大規模店舗、カトリンスタンド、ドライブインなど、特に大型車両の出入りや車両出入りの頻度が多いところで、かつ、道路管理者が必要と認める場合は、2箇所まで認められますが、その場合は、出入口の間隔を5.6m以上離さなければなりません。

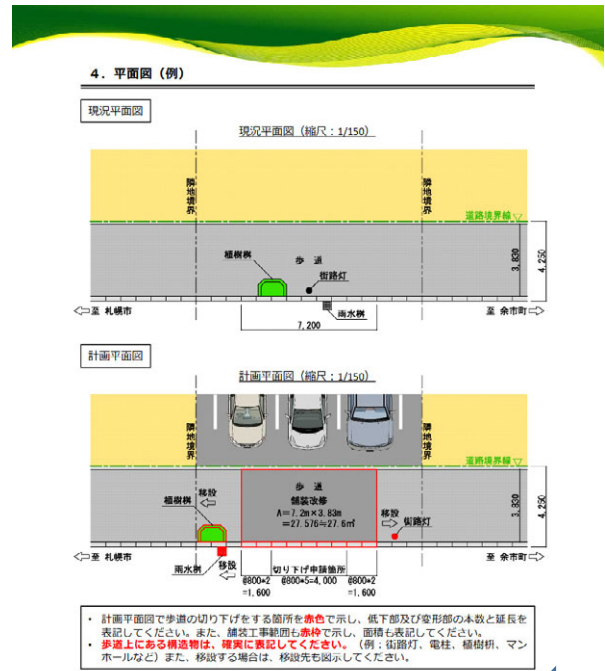
2箇所まで承認する場合の出入口の間隔（5.6m以上）



歩道切り下げ（車両出入口）の幅【低下部】は、

- ・普通乗用車、小型貨物自動車が出入りする場合・・・4.0mまで
- ・6.5t以下の普通貨物自動車が出入りする場合・・・8.0mまで
- ・6.5tを超える大型及び中型貨物自動車が出入りする場合・・・12.0mまで認められます。

(例) 普通乗用車の出入りの場合
低下部5本(4.0m) + 変形部左右2本(1.6m x 2) = 7.2mまで認められます。



※工夫した点

- ・相談時に必ず説明している切り下げ禁止箇所と低下本数の上限を1ページ目に表示しました。
- ・現況（切り下げ前）と計画（切り下げ後）の違いがわかる平面図、正面図、断面図を作成できるようにそれぞれのサンプル図を示し、歩道上にある構造物についても全て図示するよう注意書きをしました。



【写真-1 窓口での対応状況】

テーブルに貼り付けたパンフレット



事務所の打ち合わせテーブルに直接パンフレットを貼り付けて、申請者が座った時にすぐ目に入るようにしています。

(2) 工事中足場説明用パンフレットを作成する上で工夫した点

工事中足場を設置される方へ

- 工事中足場を道路に出す場合は、道路管理者の**道路占用許可が必要**になります。
※道路占用許可以外に別途**交通管理者(所轄警察長)の道路使用許可**も必要になります。
- 足場の出幅は、**境境界から1mまで**です。
- 点字ブロックがある箇所では、足場と点字ブロックの間を**60cm離す必要**があります。
※60cmを確保できない場合、**点字ブロックの取除**をお願いします。
- **歩行者、通行車両への安全対策は、しっかり**行っていただきます。
※落下防止措置、セーフティーコーンの設置、誘導員の配置など
- 申請から許可までの標準的な手続き期間は、**2～3週間**となっています。
申請後、**2～3日**では許可を出すことができませんので、ご理解・ご協力をお願いします。
※上記期間は、国土交通省における標準的な処理期間です。

● 提出いただく書類(道路管理者へ提出する資料)

提出書類		部数
①	道路占用許可申請書 ※ダウンロード方法は5ページを参照してください	2枚
②	占用場所の位置図	2部 各1部ずつ申請書に添付
③	占有物件の平面図、断面図、構造図 (図面に明記する内容) ・道路敷境界線、道路敷境界線からの出幅(1.0m以内) ・道路幅員(O.O,Om)、歩道幅員(O.O,m)、境境界線 ・足場の寸法(たて・よこ・高さ)、材料及び構造 ・足場幅がわかる計画法(図説) ・万ドレール、縁石等、自販機、電柱、バス停等、道路上にあるもの	
④	交通安全対策図 (図面に明記する内容) ・セーフティーコーン、仮歩道の幅員(1.0m以上確保) ・セーフティーコーン設置後の歩道の残幅員 ・作業車の配置図、規制時間(足場組立・解体時の時間)	
⑤	設置場所の写真	
⑥	その他必要に応じた資料 ・工程表 ・バス会社の承諾書(設置場所がバス停付近の場合) 他	

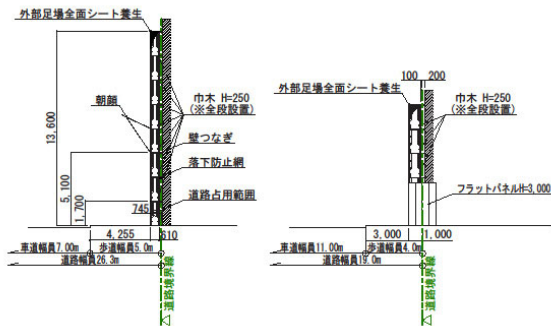
-1-

【工事中足場説明用パンフレット】

※工夫した点

- 足場の出幅に関する基準や点字ブロックがある箇所において、足場を設置するときの注意点など、窓口で頻繁に説明する内容は、切り下げ同様1ページ目から表示しました。
- 急を要する相談も多いことから、予め事務所の標準処理期間を示しました。

断面図(例)



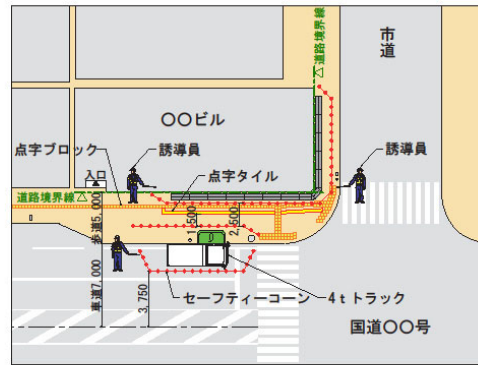
- 国道敷境界線を緑色で線引きするなど、わかりやすく示してください。
- 歩道幅員と足場の出幅及び歩道の有効幅員を表記してください。
- 足場の高さを表記してください。

設置場所の写真(例)



- 足場設置箇所の状況がわかる写真を両方向から撮影し、2枚以上添付してください。
- 現地の写真を撮影し、なければ設置場所のストリートビュー等を添付いただいても構いません。

交通安全対策図(例)



- セーフティーコーン、バリケードの設置状況、作業車の配置状況を図示してください。
- 誘導員の配置状況も図示してください。
- 通行者の安全を確保するため、1m以上の仮歩道を確保してください。
- 仮歩道については原則として、道路敷地外への設置を検討してください。
- ただし、現地の状況からやむを得ず、設置・撤去にあたって、車道規制(路肩含む)を行う場合は、規制の時間及び規制したことによる車道の残幅員を明記してください。

(交通規制に係る記載例) ※図面の下に記載してください
○ 足場の設置・解体にあたって、作業車両を停車させる必要があるため、それぞれ2～3時間、夜間(21:00～6:00の間)にて車道規制を行います。

■申請書のダウンロード方法

- 道路占用許可申請書は、小樽開発建設部ホームページからダウンロードできます。
- Googleなどの検索エンジンで「小樽開発建設部」と入力するか、直接URLを入力して、アクセスしてください。小樽開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/0/>
- 「申請・届出等手続き案内」⇒「道路関係」の欄でクリックし、下の方へスクロールしてから「道路占用許可申請書」をダウンロードして必要事項を記載し、申請者の記名、押印をして窓口へ提出してください。
- 提出の際に必要なものは、「1-1」の道路占用許可申請書です。記載要領をお読みの上、ご記載ください。

※工夫した点

- 設置箇所が明確となるよう、申請箇所の写真(例)を記載しています。
- サンプル図を示すことで、質問の多かった交通安全対策についても対応しました。

3. 窓口説明用パンフレットを作成したことによる効果・メリット

< 実際の声 >

(申請者の声)

1. 文字だけではなく、サンプル図面があるので、作図のイメージがしやすかった。
2. 申請書の記載例もあるので、スムーズに申請書の記入ができた。
3. 注意しなければいけない事項（関係者との協議、支障物件の移設方法など）が書かれていたので、あらかじめ申請前に対応することができた。

(窓口担当者の声)

1. 承認・許可基準や作図方法について、一貫性のある説明をすることができた。
2. 窓口で対応する時間が短縮され、申請書の手戻りが少なくなった。
3. 「3日後に足場を設置したい。」などと早急の許可を求める申請者に対しても、パンフレットで明記したことによって、処理期間の理解が得られやすくなった。

4. 突出看板等落下の注意喚起に係るチラシ配布の取り組みについて

当事務所の管轄エリアである小樽市、余市町をはじめ、国道沿線にある店舗、事務所の多くは、古くから建てられた建築物が多く、老朽化が進んでおり、突出看板の安全確保を重点課題と捉えて、これまでチラシを作成して店舗等に配布するなどして注意喚起しています。

また、自治体関係担当者の協力を得て、平成30年に管内自治体庁舎内のインフォメーションコーナーにチラシを置き、来庁者の方々など広く周知しています。



【写真-2 管内自治体との情報交換（余市町）】



【写真-3 看板落下等の注意喚起に関する打ち合わせ】

**あなたのお店（事務所）の看板は
大丈夫ですか？**

**突出看板の安全確認について
（北海道開発局からのお願い）**

こちらは、国道を管理している北海道開発局小樽道路事務所です。日頃より国道の適正な利用にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

平成27年2月、札幌市中央区において、飲食店ビルの看板が落下し、歩行中の女性の頭部に直撃するという痛ましい事故が発生したところですが、**以降も、国道の沿道などで同様の看板の落下事故が数件発生しています。**

もし、看板が落下して、歩行者に直撃した場合は、歩行者に**重傷を負わせることになり大変危険です。**（歩行者に看板が直撃してケガを負わせた場合、過失致傷事案、損害賠償事案に発展する可能性があります。）

設置時から相当の月日が経過している看板は、取付部など、目に見えない箇所の摩耗・劣化・腐食が十分に考えられます。

歩行者の安全を確保するためにも、今一度、設置されている看板について、点検などの安全確認の実施を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、**国道上に突き出している看板について、撤去、取替等を行う場合は、下記問い合わせ先まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。**

※ 国道上で使用できる看板の種類・規格は、基準によって定められています。



**国土交通省
北海道開発局**

【お問い合わせ先】
北海道開発局 小樽開発建設部
小樽道路事務所 総務管理課
〒0104-22-0117・0118（直通電話）
（お電話の際、ご住所、店舗又は事務所名を担当者へお伝えください。）

えっ！こんなに！？

設置後、20年以上経過している看板は、こんなに腐食しています！



この看板は、長さが3m、重さ4.5kgありました。（幅0.75m）
このように大きくて非常に重い看板が、強風等により落下すると、**甚大な被害を引き起こすおそれがあります。**





これは、過去に国道沿いで落下した看板です。外見からは、腐食状況は分かりませんが、中の枠組みは、**こんなに腐食していました。**

上の写真は、筆者が実際に現場で撮影した写真です。

【突出看板等落下に関する注意喚起チラシ（左側：表面／右側：裏面）】

沿線でチラシを配布した際、実際に落下した時の写真を見せると、「えっ！？看板って、こんなに腐っているの？」という声を多く聞きました。このチラシ配布の取り組みにより、少しでも落下事故のリスクを減らすことができたらと願っています。



【写真-4 沿線でのチラシの配布状況】



【写真-5 インフォメーションコーナーへの設置状況】

5. その他のチラシ配布の取り組みについて

(1) 不法占用物件防止及び不法駐車防止チラシ

道路は、皆さんの財産です。
歩行者や通行車両の安全を確保しましょう。

歩道上への立看板、置看板、のぼり旗の設置、商品の陳列などは、道路法上認められていません。

これらの物件は、不法占用物件です。



(立看板) (置看板) (のぼり旗)

立看板や置看板などの看板を歩道に設置することは、歩行者、特に点字ブロックを頼りに歩く障害者にとっては支障になり、のぼり旗は、強風などであおられた場合、車や自転車が事故を引き起こす可能性があります。場合によっては、設置者又は所有者に事故責任が問われるおそれもあります。



道路上に不法に放置又は設置された不法占用物件は、道路法で道路管理者が撤去することができますので、ご注意ください。

～ルールを守って快適に みんなが歩く道だから～
快適な道路環境の確保にご協力をお願いします。

国土交通省 国土政策課 小樽支隊 小樽道路管理課 ☎ 0134-22-9117・9118 (直通)

【不法占用物件防止チラシ】

～ 8月は道路ふれあい月間です ～
※1日限りの実施期間、から名称が異なります。

道路は、皆さんの財産です。
広く、美しく、安全に使しましょう。

国土交通省

☆ 道路ふれあい月間 平成28年度 推進標語入賞作品 ☆

- ◆ 最優秀賞作品
「道きれい そんな所は 人きれい」
著者 島本おとさん (秋田県 鶴岡市 鶴岡市立中央小)
- ◆ 優秀賞作品
「あんぜんに あるけるみちは たからもの」
著者 心算さん (香川県 高松市 高松市立久保小)

(最上を掲載するホームページ)

【チラシ (裏面)】

(2) 道路への雪出し防止チラシ

2
車道 や 歩道への雪出しは、やめましょう。



除雪後、車道に雪出しすると、路面にデコボコができたり、道路が狭くなるなど、通行に支障が出たり交通事故の原因にもなります。

また、歩道へ雪出しすると、歩行者が車道側を歩くようになり、大変危険です。

【道路への雪出し防止チラシ (抜粋)】

様々なチラシを作成し活用

6. おわりに

以上、当事務所における積極的なパンフレット・チラシを活用した道路管理事務の取り組みを紹介しました。今後も、この取り組みを継続して、申請者にわかりやすく・担当者の負担軽減に資するよう、推進してまいりたいと思います。